

特定非営利活動法人にじのこ 定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人にじのこ という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、支援を必要とする障害児者及び高齢者に対する支援事業を行い、本人と家族及び関わりを有する人々の豊かな人生を実現し、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑥ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 （事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ③ 児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業
- ④ 障害児者に対する日常生活を豊かにする支援事業
- ⑤ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑥ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑦ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- ⑨ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑩ 知的障害者移動支援従事者養成研修事業

第3章 会 員

第6条 （種別）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、賛助するため入会した個人及び団体。

第7条 （入会）

正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書

を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 （入会金及び会費）

正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 （会員の資格の喪失）

正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を継続して3ヶ月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 （退会）

正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 （除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 (抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 (種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長に選任し、また副理事長を1人以上2人以内おくことができる。

第14条 (選任等)

理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の職員を兼ねることができない。

第15条 (職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が不在の場合は、理事長があらかじめ指名した理事が、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 (任期等)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 （解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第19条 （報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条 （事務局及び職員）

この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第21条 （顧問）

この法人に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、理事会の承認を経て理事長が任命する。
- 3 顧問・相談役は、この法人の事業について理事会に対し助言および提言を行うことができる。

第5章 総 会

第22条 (種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第23条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第24条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

第25条 (開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第26条 （招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第27条 （議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

第28条 （定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第29条 （議決）

総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第30条 （表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

第31条 （議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理 事 会

第32条 （構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第33条 （権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第34条 （開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 定例理事会は、年3回以上開催する。
- (2) 理事会は、理事の過半数の出席を要する。
- (3) 理事長が必要と認めたとき。
- (4) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (5) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

第35条 （招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第4号及び第5号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第36条 （議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第37条 （議決）

理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第38条 （表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

第39条 （議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

第40条 （資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第41条 （資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条 （会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条 （事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第44条 （暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条 （予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第46条 （予算の追加及び更正）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第47条 （事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第48条 （事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第49条 （臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第50条 （定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第51条 （解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条 （残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

第53条 （合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条 （公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法28条の2第1項に規程する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑 則

第55条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松平みえ
副理事長	久村幸子
理事	近藤真里子
同	齋藤由香子
同	小倉千鶴
同	香田百合子
同	下田敦子
監事	石原和美
同	信岡明美

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年4月の定時総会終了の時までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

6. 本法人設立により通所グループにじのこの会員及び一切の財産はこの法人が継承する。
7. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

- | | | |
|--------|-------------|------------------|
| ① 正会員 | 入会金 10,000円 | 年会費 3,000円 |
| ② 賛助会員 | 入会金 0円 | 年会費 2,000円（一口から） |